

岩手県告示第 156 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市みたけ五丁目地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成 20 年 2 月 10 日から同年 3 月 20 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（街区基準点復旧測量）